

JCM MONTHLY REPORT 2014 SEPTEMBER Vol.23 No.5

JCM

MONTHLY REPORT

JCMマンスリーレポート

特集

品確法の改正を踏まえた今後の建設
生産・管理システム及び発注者責任
のあり方
労働安全衛生法の改正について

2014

9



第一回土木工事写真コンテスト優秀賞受賞作品「けあらしとグラブ浚渫船と渡り鳥」 田代 大輔 様

一般社団法人 **全国土木施工管理技士会連合会**

第一回 土木工事写真コンテストより

●「自然の猛威台風接近中」 松田 隆 様



撮影場所：沖縄県北大東島

工事名：南大東漁港（北大東地区）-4.5m泊地浚渫工事（24-5）

大東島の周辺100m位の海域は水深2千メートル位の深さになっている。島の周り全体が15m位の岩壁になり船が接岸できない過酷な自然環境になっている。その為本工事は、漁港新設工事ですが岩盤を掘り下げ港内を完成させて最後に港口を爆破して外海と連結して完成させる工法で世界でも珍しい工法です。工事期間中は自然の猛威との戦いでした。島に生活している過酷な僻地環境を伝えたくて応募しました。

●「集中豪雨の爪痕に」 安達 望 様



平成20年7月南砺市城端地区を襲った集中豪雨。

河川が氾濫し、河川沿いの住宅、工場、田畑が多大な被害を受けました。二次災害を防ぐため、土嚢により保護を行っています。地域を守る仕事に誇りを持って携わっている建設業の姿が分かってもらえたらなと思い投稿しました。

第二回どぼく工事写真、募集中！ HPより皆さまからの投稿をお待ちしています
<https://www.ejcm.or.jp>

■特集

品確法の改正を踏まえた今後の建設生産・管理システム 及び発注者責任のあり方.....	2
国土交通省大臣官房 技術調査課 研究評価係長 池田 大介	

労働安全衛生法の改正について.....	11
厚生労働省安全衛生部 労働衛生課 主任中央労働衛生専門官 毛利 正	

■トピックス.....	18
JCMセミナー「維持管理基礎講座」9月よりスタート	

■募集

JCMセミナー維持管理基礎講座	19
-----------------------	----

■広告

- 一般財団法人 建設物価調査会
- 一般財団法人 経済調査会

表紙：第一回土木工事写真コンテスト優秀賞受賞作品
「けあらしとグラブ浚渫船と渡り鳥」 田代 大輔 様

作品のコメント

厳寒期にけあらしが立ち込める港内で作業するグラブ浚渫船の雄姿です。

講評

朝もやの残る中、朝日を浴びたグラブ船の勇姿が、どこかのマリコンが「仕事のできるやつ」といった広告でも使えそうな作品です。無かったらちょっとさみしい風景になりそうですが、群れで寄ってくる鳥たちもいい雰囲気。プロでもかなわないのがこういったタイミングです。写真は一期一会。いいなと思ったらすかさず撮りましょう。

講評：西山芳一氏（土木写真家）

品確法の改正を踏まえた 今後の建設生産・管理システム及び発注者責任のあり方

国土交通省大臣官房技術調査課
研究評価係長 池田 大介

1. はじめに

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下、改正品確法）が、平成26年5月29日に衆議院本会議で可決、成立し、6月4日に公布され、即日施行された。

国土交通省では、改正品確法の議論を念頭に置きつつ、昨年11月に「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」（座長：小澤一雅/東京大学大学院工学系研究科教授）を新たに設置し、社会資本整備の企画立案から施工・管理までの一連の執行プロセスのあり方および諸課題への対応について、発注者の視点から検討してきたところである。本稿では、品確法改正の概要および本懇談会での検討内容について紹介する。

2. 改正品確法の概要

東日本大震災に係る復興事業や防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、建設業の果たすべき役割はますます増大している。一方、建設投資の急激な減少や競争の激化により、建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注などにより、建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として離職者の増加や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じている。こうした問題を看過すれば、中長期的には、建設工事の担い手が不足することが懸念され

る。また、維持管理・更新に関する工事の増加に伴い、これらの工事の適正な施工の確保を徹底する必要性も高まっている。

これらの課題に対応し、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保とその担い手の確保を目的として、法改正が行われたものである。以下に、主な改正のポイントを示す。

(1)目的の追加（第1条関係）

○公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進と、現在のみならず将来の公共工事の品質確保の促進を図る旨を追加。

(2)基本理念の追加（第3条関係）

○公共工事の品質は、工事の性格や地域の実情等に応じて多様な入札契約方法から適切な方法が選択されることや、地域において災害時の対応など社会資本の維持管理が適切に行われるよう地域の実情を踏まえ地域の公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保に配慮されること等により確保されなければならないことを追加。

○公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること等により受注者として適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札契約の適正化が図られるよう配慮されなければならないことを追加。

○公共工事の請負契約（下請契約含む。）

の当事者が、公正な契約を適正な額で締結し、速やかな代金支払い等により誠実に履行するとともに、公共工事に従事する者の労働条件その他の労働環境が改善されるよう配慮されなければならないことを追加。
○公共工事に関する調査（点検、診断を含む。）、設計の内容に応じて必要な知識、技術を有する者の能力の適切な評価、活用等による調査、設計の品質確保等に配慮されなければならないことを追加。

(3)国及び地方公共団体の相互の連携及び協力の追加（第6条関係）

○国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定及び実施に当たり、基本理念の実現を図るため、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならないことを追加。

(4)発注者責務の明確化（第7条関係）

○発注者は、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、発注関係事務を以下により適切に実施しなければならないことを追加。

- ・担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、施工実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定
- ・入札不調、不落の場合等における見積書の徴収等による予定価格の適正な設定
- ・ダンピング防止のための低入札価格調査基準や最低制限価格の設定等
- ・計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更の実施
- ・必要に応じて完成後の一定期間経過後の施工状況の確認、評価の実施

○発注者は、施工状況の評価の標準化やデータベース整備等の措置を講ずること、他の発注者との情報交換等により連携を図

ることを追加。

(5)多様な入札契約制度の導入・活用（第12条～第20条関係）

○競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等（第13条関係）

発注者は、工事の性格、地域の実情等に応じ、競争参加者の若年技術者・技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有状況、災害時の工事体制の確保状況等を適切に審査又は評価するよう努めなければならない旨を追加。

○多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択

発注者は、工事の性格、地域の実情等に応じ、次の方法その他の多様な入札契約方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができることを追加。

- ・総合評価方式における事務負担の軽減への配慮：技術提案を求めるに当たっては、競争参加者の負担に配慮すること。（第15条関係）
- ・段階選抜方式：発注者は、競争参加者数が多数と見込まれる場合等において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定できる。（第16条関係）
- ・技術提案・交渉方式：発注者は、公共工事の性格等により工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査結果を踏まえ選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約できる。技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ予定価格を定める。技術提案の審査にあたり、中立・公正な判断ができる学識経験者の意見を聴き、審査過程等の概要を公表しなければならない。（第18条関係）
- ・地域における社会資本の維持管理に資する方式：発注者は、地域の社会資本の維持管理の効率的、持続的実施のため必要があると認め

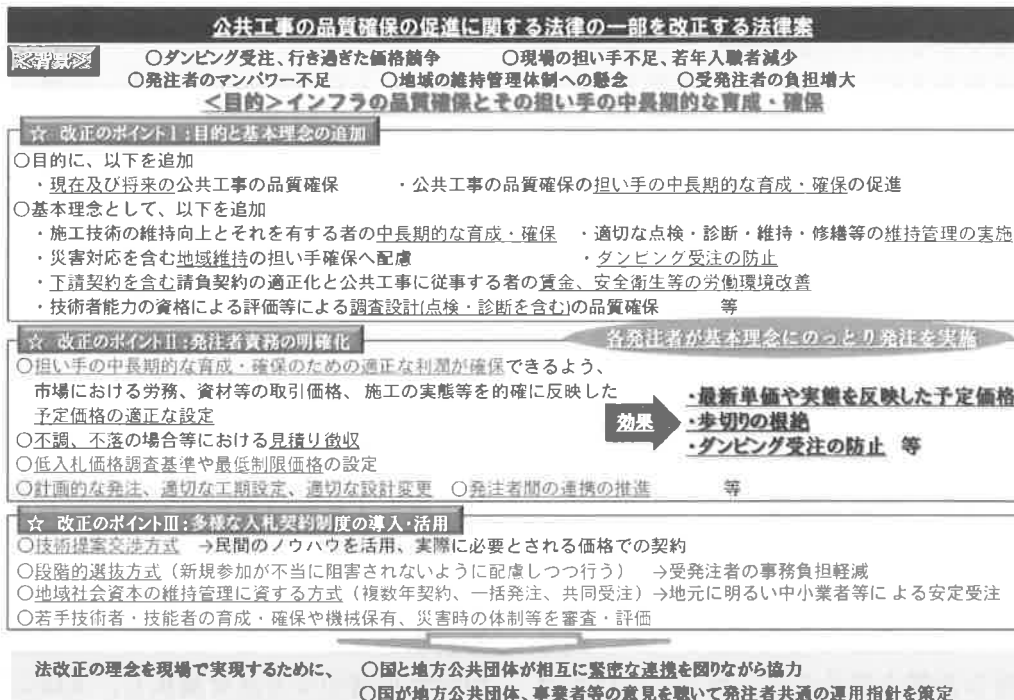


図1 改正品確法の概要

るときは、地域の実情に応じ、複数年度契約、複数工事一括発注、組合その他の事業者が競争に参加できる方式(共同受注方式)の方式等を活用すること。(第20条関係)

(6)発注者の支援等(第21条～第24条関係)

○発注者の支援：国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識技術が必要とする発注関係事務を適切に実施できる者の活用の促進、適切な評価や発注者間の連携体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努めることを追加。(第21条4項)

○国は、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る運用指針を定めることを追加。(第22条)

○国は、地方公共団体が行う担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、

必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないことを追加。(第23条)

○公共工事に関する調査・設計の品質確保：公共工事に関する調査、設計の発注者は、公共工事に準じ、競争参加者の技術的能力に関する事項の審査や業務の性格、地域の実情等に応じた入札契約方法の選択等により、その品質を確保するよう努めるとともに、業務状況の評価の標準化並びに調査、設計の成果及び評価に関する資料その資料の保存等に必要な措置を講ずるよう努めることを追加。(第24条1項、2項)

○国は、調査及び設計に関し、その業務の内容に応じて必要な知識、技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、それらの者が十分に活用されるため、資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることを追加。(第24条3項)

3. 発注者責任を果たすための今後の建設 生産・管理システムのあり方に関する 懇談会

懇談会では、社会資本の整備を適切に実施し、将来にわたって安全なインフラサービスを継続的に提供するシステムを構築することを目的に、社会資本整備の企画立案から施工・管理までの一連の執行プロセスのあり方および諸課題への対応について、発注者の視点から「事業特性等に応じた入札契約方式」、「中長期的な工物品質の確保」、「インフラメンテナンスの体制の確保」、「受発注者の業務効率化・高度化」等の議題について、議論してきたところである。以下、懇談会での議論及び示された検討の方向性の一部について紹介する。

(1)事業特性等に応じた入札契約方式

①事業の特性等に応じた多様な入札契約方式の適用のあり方の検討

工事において適用される入札契約方式は多様であり、入札方式や契約方式など様々な組合せがあるため、時代のニーズや事業の特性等に応じて、発注者として適切な方式を適用することが必要である。

この課題に対応するため、以下を論点として議論した。

○新たな社会的ニーズや事業の特性等に応じて新たな適用が必要な入札契約方式はないか？

○発注者が事業の特性等に応じた適切な方式を適用するために取り組むべきことは何か？ また留意事項は何か？

上記の論点について議論を行い、今後の検討の方向性として示した内容は以下のとおり。

(I)事業の特性等に応じた適切な入札契約方式の適用は、調査・計画段階に検討することを基本とし、予備設計段階・詳細設計段階におい

ても適宜、見直しを図る。

(II)入札契約方式の適用の検討にあたっては、事業の特性、発注者の体制・技術力、建設企業等の受注者に求める体制・技術力等に応じた、各方式の契約範囲やリスク分担の特質から、適切な方式を選定する。

(III)事業の特性等に応じた入札契約方式を各発注者が選定できるよう指針（ガイドライン等）を策定する。ガイドライン策定にあたっては、地方公共団体の体制・技術力、工事の特質、課題やニーズ等を事前に把握・整理し、地方公共団体等の意見を取り入れる等、各現場で使い易いものになるように留意する。

②技術力で企業を選定し、価格や工法等を交渉して契約する方式の検討

技術的工夫の余地が大きい工事など、発注者が標準的な仕様を作成することができない場合等では、技術提案による民間企業の優れた技術力を活用する総合評価方式（高度技術提案型）を実施しているが、最も優れた技術提案を行った企業を選定されず、必ずしも民間の技術やノウハウ等が最大限活用できていない状況である。

また、競争参加者が、工事を受注することを優先するために「入札価格を意識した技術提案」を行い、より高度な技術提案がなされなくなる等の、技術競争のインセンティブが阻害されることが懸念事項として挙げられる。

これらの課題に対応するため、以下を論点として議論した。

○民間企業の優れた技術力を活用するため、最も優れた技術を有する企業を選定し、価格や工法等を交渉して契約する方式（「技術提案競争・交渉方式（仮称）」）の導入が必要か？

○導入する場合、留意すべき事項は何か？（例：企業選定、価格決定手続き、公正性・

透明性の確保等)

上記の論点について議論を行い、今後の検討の方向性として示した内容は以下のとおり。

「技術提案競争・交渉方式（仮称）」の導入にあたっては、現行の調達方式の現状と課題を踏まえ、必要性を十分に整理し、以下の事項に留意する。

- (I) 工事の性格等により仕様の確定が困難な工事など、発注者の発注実績等を勘案した上で、必要がある場合に適用する。
- (II) 価格を意識しない技術提案により見積価格が高くなることや、技術審査・交渉を円滑に実施することへの対応として、技術提案のベースとなる参考額を競争参加者へ提示する。
- (III) 交渉プロセスの公正性、透明性を確保する仕組みとして、第三者組織を活用し、専門性（技術・価格）公正性透明性が確保されていることをチェックする。
- (IV) 交渉が整わなかった場合は、次点交渉権者との交渉へ移行可能とする仕組みを検討する。
- (V) 交渉による予定価格は、交渉権者の見積額と標準積算の対比により、価格の妥当性の確認を行った上で設定する。

(2) 中長期的な工事品質の確保

① 若手技術者の配置を促す入札契約方式の検討

建設投資減少に伴う受注競争の激化、若手入職者の減少、世代交代による技術伝承の危機を迎えている一方、総合評価方式において、配置予定技術者の工事实績等を重視した評価となっているため、若手技術者が配置されにくい状況となっている。また、将来的な工事品質の低下の懸念から、若手技術者の配置を促す取組が必要である。

これらの課題に対応するため、以下を論点として議論した。

○発注者としてどのような配置促進策が可能か？ 工事の品質低下への対応策をどうするか？ 若手以外への不公平になっていないか？

○若手技術者の配置を促す入札契約方式の検討にあたり、留意すべき事項はないか？ 上記の論点について議論を行い、今後の検討の方向性として示した内容は以下のとおり。

- (I) 担当技術者、または主任（監理）技術者の評価など、目的に応じた若手技術者の配置促進施策の試行・拡大を検討する。

タイプⅠ【担当技術者（一定の年齢以下）の専任配置を加点評価する試行】：試行の拡大を検討する。

タイプⅡ【主任（監理）技術者の実績の代わりに専任補助者の実績を評価する試行】：引続き効果を検証しながら検討を進めるとともに、主任（監理）技術者の実績の代わりに企業の実施体制の評価を可能とする試行も検討する。

タイプⅢ【主任（監理）技術者の同種工事实績において、現場代理人や担当技術者として従事した実績も同等評価する試行】：試行の拡大を検討する。

タイプⅣ【一定の年齢以下の主任（監理）技術者の配置を参加要件に設定した試行】：試行の拡大を検討する。

- (II) 担当技術者としての実績の評価（技術者データの蓄積と活用のあり方）の検討を行う。

② より適正な価格等の設定

幅のある実勢価格を予定価格に反映させる仕組みや、適正な利潤の確保を図り品質確保と中長期的な担い手を確保すること、短期及び中長期の入札不調・不落発生の低減が求められている。

これらの課題に対応するため、以下を論点として議論した。

○現在の予定価格の算定手法は妥当か？

○より適正な予定価格の設定に向けた条件

<有識者委員>

委員 大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科 教授
委員 大森 文彦	東洋大学法学部企業法学科 教授
座長 小澤 一雅	東京大学大学院工学系研究科 教授
委員 北橋 建治	一般財団法人先端建設技術センター 理事長
委員 木戸 健介	ジャーナリスト
委員 木下 誠也	日本大学生産工学部土木工学科 教授
委員 楠 茂樹	上智大学大学院法学研究科 教授
委員 後藤 敏行	一般社団法人関東地域づくり協会 専務理事
委員 小林 潔司	京都大学経営管理大学院 教授
委員 高野 伸栄	北海道大学大学院工学研究院 准教授
委員 矢吹 信喜	大阪大学大学院工学研究科 教授

<業界団体委員>

委員 金井 誠	一般社団法人日本建設業連合会土木本部公共積算 委員長
委員 桑原 茂雄	一般社団法人全国建設業協会総合企画専門委員会 委員長
委員 野崎 秀則	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 常任理事



発注者責任を果たすための今後の建設生産・
管理システムのあり方に関する懇談会

設定や配慮事項は？

上記の論点について議論を行い、今後の検討の方向性として示した内容は以下のとおり。

- (I)工事原価（直接工事費、共通仮設費、現場管理費）については、施工実態等を適正に踏まえた積算基準の見直しを引き続き実施する。
- (II)一般管理費等については、実勢の支出ベースだけでなく適正な利潤の確保の観点も含めて検討を行う。
- (III)実際には幅のある実勢価格を予定価格に反映させる仕組みについて検討を行う。

(3)インフラメンテナンスの体制の確保

①地域のインフラを支える企業を確保するための入札契約方式の検討

地方圏において、従業者10人以上の建設企業の数が大幅に減少するとともに、平成11年度以降、リース業者の建設機械の保有台数は横ばいの一方、建設業者の保有台数は減少している状況となっており、地域のインフラを支える建設企業が確保されないことによる地域防災体制の確保に懸念が生じている。

これらの課題に対応するため、以下を論点として議論した。

○「地域のインフラを支える企業」とは、

どのような資質・能力を有している企業なのか。他の建設企業との違いはどこにあるのか。

○発注者は「地域のインフラを支える企業」のどのような項目を評価すればよいのか。

○「地域のインフラを支える企業」には平常時にはどのような業務・工事を担ってもらうべきか。

上記の論点について議論を行い、今後の検討の方向性として示した内容は以下のとおり。

- (I)「地域のインフラを支える企業」とは、地域に精通するとともに、非常時には迅速かつ適切に対応（施工）できる能力（一定規模の人員・資機材の体制を含む）を有する企業とする。
- (II)地域のインフラを支える企業の評価は、地域での施工実績や災害時の初動対応が可能な企業であるか等の視点に基づくものとし、検討にあたっては、災害協定を公募する際の評価項目等を参考とする。
- (III)地域に精通し、非常時に迅速かつ的確に対応できる能力を有していることが品質に一定程度寄与する工事では、災害協定の締結及び災害活動実績を加点評価する。競争性が確保される場合は、入札参加要件に設定することなど、準備が整った整備局等より実施する。

- (Ⅳ)工事内容や地域の状況などに応じて発注ロット・単位を設定し、共同受注を目的とする企業体への包括的な発注などを実施する。
- (Ⅴ)インフラを守るために必要となる日常的な維持修繕工事だけでなく、災害時の想定を含めた検討の方向性について、今後整理を行う。
- (Ⅵ)海外の入札契約方式をモデルケースとして、現行制度の取組みの更なる改良方策等について検討を行う。

②施工実態等を踏まえた維持修繕工事の適正な積算基準の設定

維持修繕工事の作業効率が悪いこと等への懸念から、施工実態が適切に反映されるよう、維持修繕に関する積算基準の新規制定や既存の積算基準の見直しが求められている。

これらの課題に対応するため、以下を論点として議論した。

- 維持修繕工事等の標準歩掛等の新設・見直しは？
- 間接工事費率（共通仮設費率、現場管理費率）の見直しは？
- 工事一時中止に伴う費用の算定方法を見直しは？
- 東日本大震災被災3県専用の積算基準の一部見直しは？

上記の論点について議論を行い、今後の検討の方向性として示した内容は以下のとおり。

- (Ⅰ)維持修繕工事をはじめ施工実態等を適正に踏まえた積算基準の見直しを引き続き実施する。
- (Ⅱ)積算基準のあり方や個別の工種等について発注者間でのコミュニケーションを更に活性化させる。特に積算基準の適切な改定・運用等が困難な市町村に対し、都道府県とも連携し、国が必要な助言・支援（積算システムの共有等）を行う。

③修繕工事の品質を確保するための課題整理

修繕工事は、施工着手段階における現場条件の発覚に伴う設計見直しによる「設計」と「施工」の連携や、「点検」「診断」「設計」「施工」の各段階での現地調査のための足場設置などの作業調整など、各修繕プロセス間での密な連携や調整が課題となっている。

また、個々の施設の利用状況、損傷状況、現場状況などに応じて対応がそれぞれで異なるため、「設計」に必要な情報量や「施工」方法の選択肢が多く、供用しながら施工するケースも多いため、関係者との調整や施工時の空間的・時間的制約が多いなど、新設工事に比べて、多岐に渡る技術を要し、技術的難易度が高い工事も含まれるため、工事の技術的な難易度に応じた企業選定も課題である。

これらの課題に対応するため、以下を論点として議論した。

- 「点検」「診断」「設計」「施工」の各修繕プロセス間の相互の連携を図るための仕組みとして、どのような入札・契約方法が考えられるか？
- 技術的な難易度の高い工事が含まれる修繕工事の発注において、競争参加資格要件の設定等により、どのように企業を評価・選定するか？

上記の論点について議論を行い、今後の検討の方向性として示した内容は以下のとおり。

- (Ⅰ)点検・診断・設計・施工の各修繕プロセス間の相互の連携を図ることができる入札・契約方式を検討する。
- (Ⅱ)修繕工事の技術的な難易度に応じた適切な企業選定を行うため、発注する工事種別や、企業や配置技術者の同種工事实績や資格などの要件の設定などのあり方を検討する。

(4)受発注者の業務効率化・高度化

①発注者間の連携体制の強化（発注者協議会の活用等）

国土交通省では、各発注機関に対し、設計要領・基準、仕様書、施工管理基準等の基準類の情報提供などに取り組んできている。

発注者間の連携体制の強化に向けた更なる取組について議論を行い、今後の検討の方向性として示した内容は以下のとおり。

- (I)新規参入を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行うために「成績評定要領の標準化」「成績評定に係る資料のデータベース整備」「相互利用の促進」などが必要である。
- (II)発注関係事務を適切に行うため、事務を適切に実施することができる者の育成、活用の促進、適切な評価及び選定等の支援について、発注者間のより緊密な連携を図っていく。

②積算の合理化（施工パッケージ型積算方式の適用拡大・工事書類の簡素化等）

積算の合理化（積算の簡素化、価格の透明性）が求められており、平成25年度における施工パッケージ型積算方式の適用は、約5割以上となっている。

積算の合理化に向けた更なる取組について議論を行い、今後の検討の方向性として示した内容は以下のとおり。

- (I)施工パッケージ型積算方式については、引き続き適用可能な工種について拡大の検討を行う。既に施工パッケージを適用している工種についても適用事例を基に必要な応じて改良を行う。
- (II)更なる受発注者の積算作業の効率化・簡素化のため、概略積算による発注方式など、抜本的な積算作業の見直しについても引き続き検討を行う。

4. おわりに

改正品確法の施行を受け、今後は、法改正の理念をしっかりと現場で実現されることが重要である。特に、今回の改正で明確化された発注者責務については、市町村を含む全ての発注者における履行が求められている。一方、市町村などの発注者においては、規模の小さい自治体ほど、発注関係事務を適切に実施するための体制の確保が十分にできない状況にある。

国土交通省としては、全ての発注者において発注者責任を確実に果たすことができるよう、各発注者との連携をさらに強化した上で、発注者としての行動の道筋を先導的に示すとともに、各発注者と連携した施策に対しても主体的に取り組んでいくことが必要であると認識している。改正品確法に基づき、発注者共通のルールとして国が定める運用指針については、地方公共団体や民間事業者を対象とした説明会の開催、意見提出の依頼により頂いた意見を踏まえて、年内にとりまとめを行うこととしている。また、今後発注者協議会などを通じて積極的に各発注者との連携に取り組んでいく所存である。

さらに、今後の本格的なメンテナンスの時代を迎えるにあたって、国民にとって最良な調達を目指す観点から、社会資本の整備を適切に実施し、将来にわたって安全なインフラサービスを継続的に提供するシステムの構築に向けて、所要の見直しを図っていく所存である。

労働安全衛生法の改正について

厚生労働省
安全衛生部労働衛生課
主任中央労働衛生専門官 毛利 正

労働安全衛生法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が6月19日に第186国会で成立し6月25日に公布されました。本稿では、その主な内容について説明します。

1. 改正は7項目

改正法の内容は7項目に亘っており、図1のとおりです。

図1 改正法の7項目

1. 化学物質のリスクアセスメントの実施
2. ストレスチェック及び面接指導の実施
3. 受動喫煙防止措置の努力義務
4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応
5. 第88条第1項に基づく届出の廃止
6. 電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定
7. 外国に立地する検査機関の登録

改正法が今回成立するまでの経緯として、2のストレスチェック、3の受動喫煙防止措置、6の電動ファン付き呼吸用保護具の3つを内容とする旧法案を平成23年12月に第179回（臨時）国会に提出しましたが、審議されることなく24年11月の衆議院解散に伴い廃案となりました。

今般の改正法には、25年2月に策定された第12次労働災害防止計画で制度的な課題

とされているものを盛り込み、前回法案に盛り込まれていたストレスチェックや受動喫煙防止措置についても、労働政策審議会や与党での議論等も踏まえ一部見直しを行った上で盛り込んでいます。

以下では、主な改正事項について改正の内容を説明します。

2. 化学物質管理のリスクアセスメントの実施

<改正の背景>

産業現場では非常に多くの種類の化学物質が使用されていますが、化学物質を製造し、又は取り扱う業務のうち、特に労働者への危険又は健康障害を生じるおそれの高いものは、安衛法に基づく化学物質等に関する個別の規則（以下「特別規則」という。）により、個別具体的な措置を講じることが事業者には義務付けられています。

一方、特別規則の規制対象となっている化学物質やその製造・取扱の業務に限らず、化学物質は使用量や作業方法によっては人に対して危険を及ぼし、健康障害を起こし得るものがあるため、安衛法第28条の2に基づき、全ての化学物質について新たに採用する場合などにリスクアセスメントを実施することが事業者の努力義務とされています。

しかし、平成24年に問題となった印刷事業場において洗浄作業等に従事する労働者が集団で胆管がんを発症した事案は、特別

規則の対象となっていない化学物質に長期間にわたり高濃度でばく露したことが原因で発症した蓋然性が高いと結論づけられており、当該事業場ではこの物質を採用した際にリスクアセスメントが適切に実施されていませんでした。また、この事案以外にも、化学物質に起因する健康障害が発生した事案のうち、リスクアセスメントが未実施又は不適切であったものが少なくありません。

<改正の内容>

こうした状況を踏まえ、事業者に対し、人に対する一定の危険性・有害性が確認された化学物質について、リスクアセスメントを実施しなければならないこととしました。

- ①事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、安衛法第57条第1項に規定する表示義務の対象物及び通知対象物（労働安全衛生法施行令第18条及び別表第9に掲げる640物質）による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を行わなければならないこと。（第57条の3第1項）

「省令で定めるところ」は、リスクアセスメントの実施時期（化学物質を新規に採用するとき、作業方法を変更した時等）等について定めることを予定しています。

- ②事業者は、リスクアセスメントの結果に基づいて、安衛法又は安衛法に基づく政省令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置を講ずるように努めなければならないこと。（第57条の3第2項）

リスクアセスメントの結果に基づく措置は、法令の規定がある場合はその義務の措置を講じなければならない、法令の規定がない場合は結果を踏まえて事業者の判断で必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

せん。

- ③厚生労働大臣は、①及び②による措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表すること。（第57条の3第3項）

施行は平成28年6月までの間で政令で定める日となっています。

3. ストレスチェック及び面接指導の実施<改正の背景>

近年、職業生活で強いストレスを感じている労働者の割合は高い状況で推移しており、過去1年間でメンタルヘルス不調で1か月以上休業又は退職した労働者がいる事業場割合は8.1%となっています。また、精神障害の労災認定件数が平成25年は436件と2年連続で400件を超え、このうち自殺（未遂を含む。）は63件となっており、職場でのメンタルヘルス対策を推進することがますます必要となっています。

<改正の内容>

こうした状況を踏まえ、事業者は、労働者に対しストレスチェックを実施し、その結果及び労働者の申出により面接指導を実施することとし、医師の意見を聴いて必要に応じ就業上の措置を講じなければならないこととしました。

- ①事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者（以下「医師等」という。）による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行わなければならないこと。（第66条の10第1項）

産業医を選任しなければならない事業場（常時50人以上の労働者を使用する事業場）以外の事業場については、当分の間、ストレスチェック実施を努力義務とする。（附則第4条関係）

検査の対象は常時使用する労働者で、検査の頻度は1年ごとに1回とすることを想定しています。検査項目は、「職業性ストレス簡易調査票」(57項目による検査)を参考とし、今後標準的な項目を示す予定です。

ストレスチェックを実施する医師等の範囲は、今後省令で定める予定ですが、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士を含める予定です。

なお、ストレスチェックの実施が努力義務となる事業場に対しては、産業保健総合支援センター(全国47か所)による産業保健活動の支援を行っていきます。詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

- ②事業者は、ストレスチェックを受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならないこと。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならないこと。(第66条の10第2項)
- ③事業者は、②による通知を受けた労働者であって、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならないこと。この場合において、事業者は、労働者が当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならないこと。(第66条の10第3項)

「心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するもの」は、ストレスチェックの結果高ストレスと判定された者などを含める予定です。面接指導を申し出たことをもって労働者にとって不利益な取り扱いを行うことは、合理的な理由がなく不適切であることから、これを禁止としています。

- ④事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、③の面接指導の結果を記録しておかなければならないこと。(第66条の10第4項)

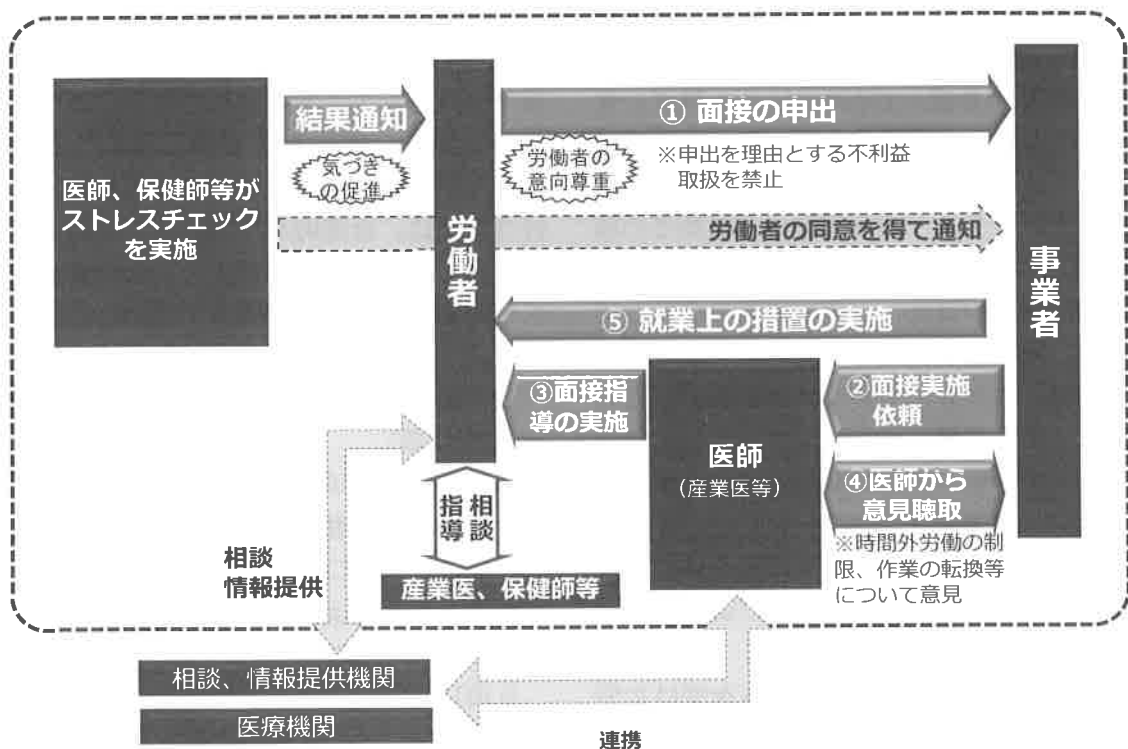
- ⑤事業者は、③の面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならないこと。(第66条の10第5項)

- ⑥事業者は、⑤の医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならないこと。(第66条の10第6項)

- ⑦厚生労働大臣は、⑥により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表すること。(第66条の10第7項)

以上の③から⑥のストレスチェックの流れは図2のとおりです。

図2 ストレスチェックの流れ



⑧ストレスチェック又は面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならないこと。(第104条関係)

ストレスチェックは労働者のストレスの状況という機微な情報を扱うものであるため、ストレスチェック及び面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならないこととしています(罰則あり)。

なお、一般健康診断には労働者に受診義務がありますが、既にメンタルヘルス不調で治療を受けている者にとっては、ストレスチェックを受けなければならないこと自体が精神的負担を与えるとの指摘があること等から、労働者がストレスチェックを受ける義務の規定を設けていません。

施行は平成27年12月までの間で政令で定める日となっています。

4. 受動喫煙防止措置の努力義務

＜改正の背景＞

事業者による全面禁煙・空間分煙の取組率は、平成24年が61.4%と着実に進んでいる一方で、従業員数が50人未満の小規模事業場においては、従業員数が50人以上の事業場と比して取組が進んでいない状況にあり、職場における受動喫煙防止対策を引き続き促進する必要があります。

＜改正の内容＞

平成24年の労働者健康状況調査において、事業場における受動喫煙防止対策の取組の問題点として、「受動喫煙に対する喫煙者の理解が得られない」、「顧客に喫煙をやめさせるのが困難である」等が挙げられており、受動喫煙防止対策の必要性について、さらなる周知啓発が必要な状況となっています。また、労働政策審議会において労使を交えた議論を行う中で、受動喫煙防

止対策を義務化するよりも、努力義務とした上で助成金等による援助により、対策が遅れている事業者等を支援していく方が適当という意見がありました。

このような状況を踏まえ、今回の改正法では努力義務とした上で、国による援助を定め事業者の受動喫煙防止対策の自主的な取組を促進していくこととしました。

- ①事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。以下同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。こと。（第68条の2）
- ②国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進その他の必要な援助に努めるものとする。こと。（第71条第1項）

施行は平成27年6月までの間で政令で定める日となっています。

すでに国の支援策としては、中小企業事業主が喫煙室を設置する場合、費用の2分の1の助成（上限200万円）を受けることができます。平成26年7月1日からは、宿泊業・飲食業の事業者に対する換気措置等への助成も行うよう助成対象を拡大しています。このほか、相談支援やたばこ煙濃度の測定機器の貸し出しも行っておりますので、詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

5. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

<改正の背景>

同様の重大な労働災害が同一企業の複数の事業場で繰り返し発生する事案が散見されており、このような事案については、企業全体での改善が必要であり、実際に重大な労働災害が発生した事業場に是正を図らせるだけでは、十分に労働災害の再発防止を図ることが困難です。

労働災害が発生した場合の現在の安衛法に基づく国の対応としては、労働災害の原因となった個別の法令違反に対する是正勧告・司法処分や総合的な改善が必要と認められた事業場に対する都道府県労働局長による安全衛生改善計画の作成指示が行われていますが、これらはいずれも個別の事案や個別の事業場ごとに対応する仕組みとなっています。このため、同様の重大な労働災害が同一企業の複数の事業場で繰り返される事態を未然に防止するため企業単位で改善を図らせる新たな仕組みを設ける必要があります。

<改正の内容>

こうした状況を踏まえ、厚生労働大臣が企業単位での改善計画を作成させ、改善を図らせる（計画作成指示等に従わない企業に対しては大臣が勧告する。それにも従わない企業については、名称を公表する。）仕組みを創設することとしました。具体的な内容は、以下のとおりです。

厚生労働大臣は、重大な労働災害として厚生労働省令で定めるもの（以下「重大な労働災害」という。死亡災害等を想定。）が発生した場合において、重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、その事業場の安全又は衛生に関する改善計画（以下「特別安全衛生改善計画」という。）を作成し、これを厚生労

働大臣に提出すべきことを指示することができること。(第78条第1項関係)

特別安全衛生改善計画の対象としては、今後省令等で定めることとしていますが、例えば、法令に違反し、3年間に同一企業の複数の事業場で同様の災害が発生した場合などを想定しています。

また、指示された企業が特別安全衛生改善計画の作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに厚生労働大臣が必要な措置をとるべきことを勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができる規定も設けています。

施行は平成27年6月までの間で政令で定める日となっています。

6. 第88条第1項に基づく届出の廃止

＜改正の背景・内容＞

法第88条第1項の届出については、年間約12,000件の届出がありますが、届出された計画に法違反が認められる事例はほぼ生じていないこと、また、職場における安全衛生の確保に係る意識が成熟し、リスクアセスメントの実施などの取組が進んできていることから、事前に計画を届出させて確認を行う必要性がなくなっています。こうした状況を踏まえ、安衛法第88条第1項の規定による建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務を廃止することとしました。

なお、法第88条第1項の届出を廃止した後も、危険性・有害性が高い機械等や大規模な建設業の仕事を行う場合等については、引き続き、現行の法第88条第2項から第4項までの規定により、事前の届出が必要です。

施行は平成26年12月までの間で政令で定める日となっています。

7. 電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定

＜改正の背景＞

電動ファン付き呼吸用保護具は、ずい道の建設の作業のうちコンクリートを吹き付ける場所における作業、吹き付けられた石綿の除去の作業、インジウム化合物を製造し又は取り扱う作業（作業環境測定の結果で濃度が一定以上のもの）等の作業での使用が義務付けられていますが、適正な電動ファン付き呼吸用保護具を使用してもらう必要があるため、構造規格を定め、型式検定及び譲渡時の制限の対象とすることとしました。

＜改正の内容＞

こうした状況を踏まえ、電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具に追加します。

施行は平成26年12月までの間で政令で定める日となっています。

8. 施行に向けて

今般の改正法に盛り込まれた内容は、いずれも、労働者の安全と健康を確保するため重要なものであり、今後政令・省令などで詳細を定めていくものも多くなっています。施行までの間に、労使や専門家の意見を良く聴いた上で、現場に混乱を来すことのないよう、具体的な制度設計に努めていきたいと考えています。

改正法の情報は、以下の厚生労働省のホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/

橋梁補修工事を担う技術者へ！

橋梁補修の 解説と積算

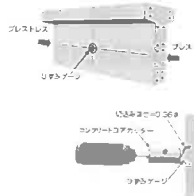


新刊

【平成 26 年 7 月発行】
A4 判 / 約 350 ページ

定価 本体 9,000 円 + 税

(2) コア切込み法
コンクリート表面に貼り付けたアスファルトの厚さを減くすることで、その材料が流れるのを防ぐことで、コンクリート内部の力を減らす。



【補修の目的】
補修箇所により、コンクリートの強度を低下させ、その強度を回復させることで、補修箇所を補修する。

【補修の材料】
補修材料は、コンクリートと同等の強度を有する材料を使用する。



一目で分かる 橋梁補修！



【補修の目的】
補修箇所により、コンクリートの強度を低下させ、その強度を回復させることで、補修箇所を補修する。

【補修の材料】
補修材料は、コンクリートと同等の強度を有する材料を使用する。

① 支承取替工

本資料は、低コストで、鋼橋鋼製支承の取替工に適用するものとし、鋼製の支承取替工は適用しないものとする。

①-1 鋼橋-鋼製支承

項目	単位	数量	単価	金額
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000

項目	単位	数量	単価	金額
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000

①-2 鋼橋-鋼製支承

項目	単位	数量	単価	金額
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000
鋼橋-鋼製支承	1台	1	100,000	100,000

第1章 鋼橋

【工事編】

- 1 落橋防止工
- 2 主桁連結工
- 3 支承取替工(鋼橋)
- 4 橋体補修工(耐力向上)
- 5 橋体補修工(耐震性向上)
- 6 橋体補修工(腐食等による破断部補修)
- 7 橋体補修工(溶接部の亀裂補修)

【作業編】

- 1 補修用足場工
- 2 高力ボルト工(リベット含む)
- 3 現場溶接工
- 4 ガス切断工
- 5 裏面吸音板工(撤去・再設置)
- 6 検査路撤去・再設置工
- 7 部材取付工(架設工)
- 8 現場塗装工及び塗膜研削工
- 9 コンクリートアンカー工

第2章 コンクリート橋

- 1 補修・補強用足場
- 2 支承取替工(コンクリート橋)
- 3 あと施工アンカー工
- 4 はつり工(ウォータージェット工法)
- 5 ひび割れ補修工(低圧注入工法)
- 6 アルカリ骨材反応抑制工(リチウムイオン内部圧入工法)
- 7 表面被覆工
- 8 断面修復工(左官工法)
- 9 断面修復工(吹付工法)
- 10 電気防食工
- 11 脱塩工
- 12 外ケーブル方式による補修工
- 13 炭素繊維プレート緊張による補修工

第3章 橋梁床版

- 1 床版補強工
- 2 床版下面増厚工
- 3 連続繊維シート接着工
- 4 床版取替工(合成床版・鋼床版)
- 5 床版取替工(プレキャストPC床版)

第4章 橋梁下部

- 1 橋脚鋼板巻立て工
- 2 橋脚鋼板巻立て工(圧入工法)
- 3 橋脚RC巻立て工
- 4 橋脚PC巻立て工(水中施工)
- 5 鋼製橋脚補修工

第5章 橋梁付属物

- 1 伸縮継手装置取替工
- 2 橋梁地覆補修工
- 3 落橋防止工

第6章 非破壊検査

- 1 鋼製部材の非破壊検査
- 2 コンクリート構造物の非破壊検査

第7章 歩掛欄 check

- 1 補修用足場工
- 2 高力ボルト工(リベット含む)
- 3 現場溶接工
- 4 ガス切断工
- 5 裏面吸音板工(撤去・再設置)
- 6 検査路撤去・再設置工
- 7 部材取付工(架設工)
- 8 現場塗装工及び塗膜研削工
- 9 コンクリートアンカー工
- 10 その他
- 11 支承取替工

第8章 補修機械設備

※製作段階の内容のため、一部変更になる場合がございます。

一般財団法人 建設物価調査会

☎ 電話でのお問い合わせ ☎ 0120-978-599 (9:00~17:00 土・日・祝日除く)
パソコンからのお申込み <http://book.kensetu-navi.com/> 建設物価 Book Store

トピックス

JCMセミナー「維持管理基礎講座」(半日講習)

9月より各地でスタート!

今後の社会資本の維持管理を適切に進めていくにあたって、技士会会員の多くが所属する地方の中小建設会社の役割が大きく期待されています。

そこで維持管理の特性を理解し、適切な施工を学ぶ機会になればと、新講座を開講します。今年度のテーマは「道路(舗装)編」です。下記内容について事例を交えながら学びます。

- ・維持管理の必要性と舗装の基礎
- ・舗装の施工および舗装の破損と調査
- ・舗装の維持管理の手法
- ・舗装の新技术、安全の確保、検査他

講習時間は午後から半日とコンパクトですが、内容は充実しております。

若い方を対象とした基礎編ですが、どなたでも受講可能です。連合会のホームページからのお申込をお待ちしております。



使用テキスト
「維持管理基礎講座Ⅰ
道路(舗装)編」
定価2315円+税

たでも受講可能です。連合会のホームページからのお申込をお待ちしております。

*本講習はCPDS認定講習となります。
(ユニット数に関しては必ずホームページでご確認ください)。

建設マネジメントの基礎 (土木・建築)Ⅱ

米国大学・大学院の教科書



一般社団法人
JCM 全国土木施工管理技士会連合会

(新刊) 建設マネジメントの基礎(土木・建築)Ⅱ 米国大学・大学院の教科書

本書は、米国McGraw Hill社から出版されているConstruction Management Fundamentals 第2版(2009年)を第Ⅱ巻として翻訳出版した図書です。米国の土木建築系大学、大学院などで広く使用されている教科書です。

建設マネジメントに関して様々な国際的な視点を記載しており、建設工事の技術と事業の両方の側面を紹介しています。海外での建設工事の取組みにおいては是非ご参考にしてください。

A4判318ページ
一般価格 ¥3,400 会員価格 ¥2,700

編集・発行
(一社)全国土木施工管理技士会連合会

ホームページからお求めできます

<第2部 建設施工>

- 第10章 機械の動力
- 第11章 機械の選定と利用
- 第12章 機械費
- 第13章 建築材料

- 第14章 建築施工方法
- 第15章 品質と生産性
- 第16章 安全
- 第17章 将来の動向
- 付録 (用語集・単位換算・AIA書式)

平成 26 年度 JCM セミナー 維持管理基礎講座 のご案内

《 CPDS 認定講習 8 ユニット (形態コード 103) 》



----- ユニットについてのご注意! -----

形態コード 103 のセミナーです。ほかに 103・106 の講習を受講されている方は
学習履歴証明書発行の段階で、ユニット調整されますので、ご確認ください。

○内 容…社会資本の維持管理を適切に進めていくための新しい講習で、今年度は道路（舗装編）を実施します

12:50～13:00	受付・諸注意		
13:00～17:00	「維持管理基礎講座 ～道路（舗装編）」 *途中休憩が2回あります	ハタコンサルタント(株) 講 師	形態コード 103

使用テキスト…「社会資本維持管理基礎講座Ⅰ道路（舗装編）」

○開催会場・日程・受講料

当会のホームページよりお申込み下さい

日 程	開催県	会 場	定員
9 月 3 日 (水)	静岡	静岡商工会議所 静岡市葵区黒金町 20-8	70 名
9 月 19 日 (金)	富山	ボルフォートとやま 富山市奥田新町 8-1	80 名
9 月 25 日 (木)	高知	県立ふくし交流プラザ 2F 高知市朝倉 375-1	200 名
9 月 26 日 (金)	香川	香川県土木建設会館 高松市松福町 2-15-24	144 名
9 月 30 日 (火)	愛媛	テクノプラザ愛媛 松山市久米窪田町 337-1	132 名
10 月 24 日 (金)	東京	マツダ八重洲通ビル 中央区八丁堀 1-10-7	72 名
12 月 3 日 (水)	福井	福井県建設会館 福井市御幸 3-10-15	100 名
12 月 4 日 (木)	広島	RCC文化センター 広島市中区橋本町 5-11	110 名
12 月 10 日 (水)	北海道	セントラル札幌北ビル 札幌市北区北十一條西 2 丁目	130 名

受 講 料	会 員 (各県等土木施工管理技士会会員)	一 般 (非技士会員) 別途学習履歴登録手数料がかかります
	6,000 円	8,500 円

○学習履歴 (ユニット) …8 ユニット (形態コード 103) 取得できますが、このコードは上限があります。
既に 103・106 でユニットを取得されている方は学習履歴証明書発行時に最小 4 ユニットになります。

本講座は 1 時間に 2 ユニットがつく「形態コード 103」の講座で、4 時間の受講で 8 ユニット取得できます。同様に 1 時間に 2 ユニットがつく「形態コード 106」があります。これら 1 時間に 2 ユニットがつく 103 と 106 の合計には上限があり、年間上限が 12 ユニットです。

そのため 12 ユニットのを超えた分について、学習履歴証明書には 1 時間 1 ユニットの計算でつくことになります。

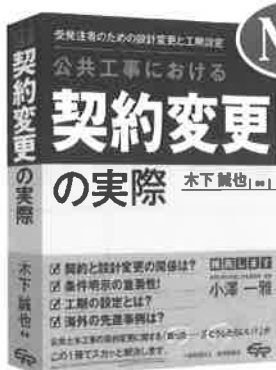
例えば… 監理技術者講習 (5 年毎の更新) を受講した場合

→ 監理技術者講習 106 コードで 12 ユニット
本講習 103 コードで 8 ユニット

合計 20 ユニットのところ、学習履歴証明書では 16 ユニットとなる

共催：(一社)全国土木施工管理技士会連合会 (JCM)・各技士会

受発注者が知りたい迅速・適切な「公共土木工事の設計変更」のノウハウを満載!



New 公共工事における 契約変更の実際

受発注者のための設計変更と工期設定

木下 誠也 編著

平成26年7月下旬発刊

A5判 420頁 定価4,860円(本体4,500円+税)

◆ 土木工事の契約変更で必要とされる情報を網羅

◆ 様々な場面の事例を知識と経験豊かな執筆陣がわかりやすく解説

◆ 米国の契約変更と紛争事例も収録

【執筆者一覧】

(順不同)

木下 誠也(編著) 日本大学 生産工学部土木工学科 教授
 埜卒 信一 一般社団法人 国際建設技術協会 技術顧問
 桑原 茂雄 株式会社 浅沼組 本社土木事業本部 企画部長
 和田 祐二 一般財団法人 経済調査会 技術顧問

推薦のこたば

(抜粋)

本書は、我が国の公共工事標準請負契約約款に基づき、公共工事における契約変更の実際を設計変更と工期設定に焦点を当てて、その実例を取り上げて丁寧な解説を試みたものである。米国における公共工事の契約変更やクレーム・紛争処理を示すことで我が国の制度の特徴も明らかとなっている。国内外の契約の実務にあかるい執筆者の皆様のご尽力の賜物であり、受発注者双方にとって、現在の請負契約の運用の実際とその特徴を理解するうえで、極めて意義の大きい図書となっている。

東京大学大学院工学系研究科
 教授 小澤 一雅

主要目次(予定)

- 1章 公共工事の契約と設計変更
 - 1.1 公共工事の契約
 - 1.2 設計変更の重要性
 - 1.3 公共工事の契約規定と設計変更
- 2章 設計変更の方法と条件明示
 - 2.1 設計変更の円滑化に向けた取組み
 - 2.2 資金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更(スライド条項)
 - 2.3 施工条件の明示
- 3章 設計変更の事例
 - 3.1 設計変更の事例
 - 3.2 設計変更に関する質問と解説
- 4章 建設生産システムの効率化に向けた取組み
 - 4.1 品質の確保と建設生産システムの効率化
 - 4.2 入札契約段階における取組み
 - 4.3 施工段階における取組み
 - 4.4 総価契約単価合意方式(精算段階における取組み)
- 5章 工期の設定
 - 5.1 工期とは
 - 5.2 工期の算定
 - 5.3 工期の及ぼす影響
 - 5.4 工程表の作成
 - 5.5 出来高の算定
- 6章 米国公共工事の積算と契約の変更及びクレーム
 - 6.1 公共工事の積算
 - 6.2 公共工事契約の変更
 - 6.3 公共工事の紛争事例

● お申し込み・お問い合わせは ●

一般財団法人 経済調査会 業務部

〒104-0061 東京都中央区銀座5-13-16 東銀座三井ビル
 ☎ 0120-019-291 FAX 03-3543-1904



詳細・無料体験版・ご購入はこちら!
 BookけんせつPlaza 検索

どぼく川柳



五月・六月号入賞作品

ちよつとだけ
自慢の身体
見せたくて
かくや姫
(茨城県)

スコップで
地球と戦う
スーパーマン
しわしわネクタイ(石川県)

二の腕で
重機をあやつる
いいオトコ
春爺(静岡県)

どぼく川柳 募集中! ~投稿をお待ちしています
<https://www.ejcm.or.jp> (当会HP→その他の活動→どぼく川柳)

会誌編集委員会

(敬称略 平成26年5月現在)

委員・幹事

委員長 委員 (幹事兼任)	高村 裕平 栗津 誠一	国土交通省 大臣官房技術調査課 建設システム管理企画室長	委員	山口 勝	埼玉県土木施工管理技士会 技術顧問
委員	橋本 幸治	国土交通省 大臣官房技術調査課 課長補佐	委員 (幹事兼任)	諏訪 博己	東京土木施工管理技士会 (前田建設工業株式会社 東京土木支店営業第一部長)
委員	岡本 弘基	国土交通省 土地・建設産業局建設業課 課長補佐	委員	金香 成明	(一社)日本建設業連合会 (鹿島建設株式会社 土木工務部担当部長)
委員	四童子 隆	国土交通省 水管理・国土保全局治水課 課長補佐	委員	阪口 朗	(一社)全国建設業協会 (奈良建設株式会社 土木事業統括部 土木企画グループ部長)
委員	野澤 良一	国土交通省 道路局国道・防災課専門官	委員	松本 勝也	(一社)日本道路建設業協会 (株NIPPO舗装事業本部 工事部工事課長)
委員	大川 稔	国土交通省 港湾局技術企画課 課長補佐	委員	猪熊 明	(一社)全国土木施工管理技士会連合会 専務理事
委員	丹羽 啓達	農林水産省 農村振興局整備部 設計課 施工企画調整室 課長補佐	委員	山下 眞治	国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術管理課課長
委員	高橋 克和	厚生労働省 労働基準局安全衛生部安全課 建設安全対策室 主任技術審査官	幹事	中村 光昭	神奈川県土木施工管理技士会 (株松尾工務店 土木部 部長)
委員	齊藤 俊之	国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術調整管理官 東京都 建設局総務部 技術管理課長			



JCMマンスリーレポート

Vol. 23 No. 5 2014.9

平成26年9月1日 発行

(隔月1回1日発行)

編集・発行

一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

Japan Federation of Construction

Management Engineers Associations (JCM)

〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8番30号アルス市ヶ谷3階

TEL, 03-3262-7421 (代表) FAX, 03-3262-7424

<http://www.ejcm.or.jp/>

印刷

第一資料印刷株式会社

〒162-0818 東京都新宿区築地町8-7

TEL, 03-3267-8211 (代表)

技士会の 監理技術者講習

建設業全28業種の監理技術者が対象です

インターネット申込受講料 **9,500円**

紙申込の受講料**9,800円**

(テキスト代・講習修了証交付手数料・消費税含む)



県	講習地	実施日	県	講習地	実施日	県	講習地	実施日
北海道	札幌	平成26年 9 月26日(金)	山梨	甲 府	平成26年 9 月18日(木)	徳 島		平成26年11月 8 日(土)
		平成26年11月21日(金)			平成26年11月27日(木)			平成26年10月18日(土)
		平成27年 1 月16日(金)				平成27年 2 月20日(金)	香川	高 松
		平成27年 2 月13日(金)	新 潟	平成27年 2 月26日(木)	愛媛	松 山	平成26年11月 5 日(水)	
		平成27年 3 月11日(木)		福 井			平成26年12月 2 日(火)	平成27年 2 月17日(火)
	旭 川	平成27年 1 月30日(金)	愛知	名古屋	平成27年 2 月 5 日(木)	宇和島		平成26年10月 7 日(火)
	帯 広	平成26年11月14日(金)	鳥取	米 子	平成26年10月 7 日(火)			高 知
		平成27年 2 月 6 日(金)		鳥 取	平成27年 2 月20日(金)	平成27年 1 月10日(土)		
青 森	平成26年 9 月20日(土)	広島	広 島	平成26年10月31日(金)	宮 崎		平成26年11月14日(金)	
東 京	平成26年 9 月26日(金)			平成27年 1 月15日(木)				
	平成26年11月28日(金)							



第2回土木写真コンテスト



土木工事写真 募集中!

応募条件

撮影から5年を経過しない、工事に関する写真であること
(過去未発表のものに限ります)

締切 平成26年12月31日

jpg形式のデータでご応募ください

応募無料

最優秀賞5万円 優秀賞1万円 入選5千円

土木写真専門家による審査で、
各賞を決定します!

*ユニットはつきません



一般社団法人 **全国土木施工管理技士会連合会**

Japan Federation of Construction Management Engineers Associations (JCM)

お申込みは、ホームページから

<http://www.ejcm.or.jp>

〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8番30号
アルス市ヶ谷3階

電話03-3262-7421/FAX03-3262-7424

定価250円 (税・送料込み)

(会員の購読料は会費の中に含む)